平成２４年（フ）第２５８号
埼玉県本庄市児玉町塩谷268番地２
債務者　奥原　恵子
1　決定年月日時　平成24年10月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第７５７号
千葉県市原市皆吉1571番地149
債務者　大山　　忍
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第９１９号
千葉市中央区浜野町112番地17
債務者　鈴木　　望
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第９９２号
京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字宝本７番地39
債務者　山﨑　明子（旧姓新田）
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１０７５号
京都市下京区西七条石井町50―９　太田マンション３号室、住民票上の住所大阪府高槻市城内町２番61号
債務者　辻　　千広
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１２１４号
京都市伏見区成町823番地　ラ・ポルテ伏見307
債務者　中原　　守
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１３３２号
大阪府羽曳野市高鷲２丁目２番８号
債務者　山田　初江
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８７４号
堺市南区御池台２丁６番13―209号
債務者　和泉　洋一
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８９５号
堺市東区北野田475番地９　ロイヤルハイツ北野田106号、前住所堺市西区北条町２丁19番10号　アネックス北条202号
債務者　遠藤　正男
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９１８号
堺市南区若松台１丁４番17―103号
債務者　坂口　将士
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９３３号
堺市西区上474―１、住民票上の住所堺市西区浜寺石津町中４丁14番４号
債務者　山村　秀義
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９４０号
堺市南区稲葉１丁3127番地　高山文化住宅
債務者　山中　幸子
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９５０号
大阪府河内長野市楠町東1198番地の３―２―302号
債務者　荒木　明美（旧姓西條）
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９６６号
大阪府松原市三宅東１丁目１番12―301号
債務者　増田　兼規
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９９０号
堺市南区原山台５丁１番５―818号
債務者　木村セツ子
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１００５号
大阪府高石市綾園４丁目５番19号
債務者　山﨑　尚美
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７１号
福岡県築上郡築上町大字越路1286番地
債務者　松渕　　洋
1　決定年月日時　平成24年10月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係